

盛岡市男女共同参画推進条例（骨子案） パブリックコメント意見募集結果

【意見募集期間】平成31年4月18日～令和元年5月7日

【受付意見数】個人(10人), 団体(1団体)

【反映区分】A: 条例等に盛り込むもの B: 条例等に盛り込み済みのもの C: 条例等に盛り込まないもの D: その他, 要望・意見・感想等

項目	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分
■全体			
1	全体 <ul style="list-style-type: none"> ・市の男女共同参画条例ができることを歓迎する。うれしく思う。男女共同参画の一層の推進を期待する。(4人) ・性的少数者も含めた内容の条例を歓迎する。(3人) ・条例で明文化されることにより、今まで見えな、見えにくいとされていた人達に希望を与える。 ・条例に盛り込まれるということは市民の意識に大きな影響を与える。性的少数者について知らなかった、または偏見をもっていた人達に、人権問題として考えてもらうきっかけになっていくと思う。市民一人一人の人権を尊重し、住みやすい盛岡となっていくため、どうぞよろしくお願いします。 ・条例骨子案が包括的な内容であること、またその方向性がジェンダー平等を基本としながらも、性的指向や性自認などの多様性も範疇にいたったものであることを心から歓迎する。国内の諸施策や国際的な人権水準に沿うものであると同時に、盛岡市で生きるLGBTなどの人を含む全ての人にとって、安心や暮らしやすさにつながっていくものと考ええる。 	<p>今回のパブリックコメント等の内容を踏まえ、性別等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、「盛岡市男女共同参画推進条例（案）」を、令和元年6月市議会定例会に諮るほか、その具体的事業を位置付ける「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」の抜本的な見直しなどを通じ、目指す社会の実現へ向けた施策の推進に努めてまいります。</p>	D
2	全体 <p>この条例は子どもから大人まで全ての人に関わるもの。<u>できるだけわかりやすい平易な言葉で書かれることを望む。</u></p>	<p>「盛岡市公文例規程（昭和40年9月16日訓令第8号）」で定める文体等を用いることとなっておりますので、御理解を願います。</p>	C
■前文			
3	前文 <p>男女共同参画を推進して<u>どんな地域にしたいかの明記が必要。</u>「～男女共同参画を推進して、誰もが自分らしく暮らせる盛岡を目指し、この条例を制定する。」など。</p>	<p>男女共同参画の推進により、多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指しておりますことから、その目指すべき社会の姿がより伝わりやすくなるよう、前文の一部を修正します。</p>	A
■ (1) 総則			
4	目的 <p>誰もが自分の問題としてとらえ、お互いの協力関係のもとに男女共同参画が推進されるよう「<u>パートナーシップ</u>」の文言を入れてほしい。</p> <p>例えば「この条例は男女共同参画についての基本理念及び、男女共同参画に関する施策を定め、総合的かつ計画的に推進するものである。そのために全ての人々がそれぞれの役割を明確にするとともに、パートナーシップを構築し、お互いの協力のもとに男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。」など。</p>	<p>骨子（案）中の「用語の定義」において、「男女共同参画」は、「社会の対等な構成員」「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保」「共に責任を担う」としてありますことから、互いの協力関係など「パートナーシップ」の趣旨を含んでいるものと考えております。</p>	B
5	用語の定義 <p>「性別等」という表現を用いることで、「<u>生物学的性に関する問題</u>」と「<u>ジェンダー（社会的性別）に関する問題</u>」と「<u>性的指向に関する問題</u>」と「<u>性同一性（≡性自認）に関する問題</u>」を十把一絡げにしている印象を受ける。前述の各問題を矮小化せず、<u>きちんと区別して取り組んでいくという姿勢を表明するために、「性別等」という言葉が指すものを具体的に書くなど。</u></p>	<p>本条例では、性別、性的指向、性自認等にかかわらず、誰もが互いの人権を尊重し、全ての人々が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す趣旨を掲げるものであり、個別対象に係る具体的取組につきましては、今後、予定する計画の見直しの中で位置付けてまいります。</p>	D

	項目	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分
6	用語の定義	「誰もが」「全ての人」「市民一人一人が」「何人も」といった言葉を使用しているが、 <u>統一性(整合性)を持たせた方が良い。</u>	市の他の条例等において、禁止事項を定める際に用いている「何人も」以外については、御指摘のとおり文言を統一します。	A
7	用語の定義	NPO等の市民団体は「市民」なのか「事業者」なのか。	「用語の定義」で示すとおり、「営利を目的とする」としないかを問わず、市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体は「事業者」と位置付けております。	D
8	責務(全体)	「責務」という言葉は重すぎてなじまない。「 <u>役割</u> 」にしてはどうか。	市・市民・事業者・教育関係者が協働し、意識と行動の変化への強力な働きかけを行うため、「役割」よりもさらに一歩踏み込む意味で「責務」としたほか、「男女共同参画社会基本法」における表現を準用したものであります。	C
9	責務(全体)	「市民の責務」、「事業者の責務」、「教育関係者の責務」の文に「～努めなければならない」とあるが、他律的な感じがする。「 <u>～努める</u> 」といった表現の方が「条例を自分のものとしてとらえる気持ち強い」と感じる。	市の責務は実施義務がある一方で、市民・事業者・教育関係者の責務は努力義務となることから、記載の表現を統一したものでありますので、御理解を願います。	C
10	責務(全体)	市の責務が「～するものとする」となっているのに対し、市民・事業者・教育関係者の責務は「～しなければならない」となっている。市も市民・事業者・教育関係者も対等の立場であり、 <u>同じように記載すべきと考える。</u> 市民・事業者・教育関係者の責務の文末を「 <u>～努めるものとする</u> 」など。		C
11	市の責務	1点目は「策定し、実施するものとする」、2点目は「 <u>連携を図るものとする</u> 」との文末だが、「 <u>策定し、実施する責務を有する</u> 」「 <u>連携を図る責務を有する</u> 」としてほしい。条例推進の第一義的責任は市にあることを明確にすることが大切であると考えから。(例えば男女共同参画社会基本法8条がこのような文末になっている。)	御提案の趣旨を踏まえ、「責務を有する」に修正します。	A
12	教育関係者の責務	教育関係者の責務が明記されていることを歓迎する。	市民等との意見交換会において、推進に必要な視点として、多くの方から頂いた意見を参考に掲げたものであります。	D
13	教育関係者の責務	教育関係者の男女共同参画に関する意識形成が重要であることから「 <u>研修</u> 」を義務付けてほしい。特にLGBTに関する児童生徒の偏見が多いと感じることから、 <u>人権教育の一環として学校教育の中に取り入れてほしい。</u>	具体的実施施策につきましては、令和元年度末に改訂予定の「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」策定の中で検討してまいります。	D
14	教育関係者の責務	「教育関係者の責務」の内容に「 <u>男女共同参画社会とはなにかについて授業を行う</u> 」と表記してほしい。 人の性別は男性と女性の二元論ではなく多様なものである。個々人の自認によって成り立つものである。性的指向も同様で、個々人の指向は多様なものであること。婚姻に関しても同様で、同性同士の婚姻が認められていい多様な社会であること。これらの内容を児童、生徒、学生に授業してほしい。	具体的実施施策につきましては、令和元年度末に改訂予定の「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」策定の中で検討してまいります。	D

	項目	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分
15	禁止事項等	<p>DV被害者が、自分は精神的な暴力を受けた、と申請すれば、加害者が条例違反をした、ということになってしまうのか？どのように審査するのか？被害者が、加害者の気を引く目的で、気のあるそぶりを見せて相手を誘い、加害者は、被害者が、断らないものだから、それがいいのだと思い込んで、それを続ける、ということもありえる。</p>	<p>苦情や相談に対する対応につきましては、必要に応じて、本条例施行後に新たに設置する「盛岡市男女共同参画審議会」において意見を伺うほか、関係機関等との連携を図りながら適切な対応に努めてまいりたいと存じております。</p>	D
16	禁止事項等	<p>身体に沁みついていて社会から学んだ偏見は根強く、「同性愛？気持ち悪い」と感じる人が、ある世代以上は非常に多いと思う。年を取っている世代は、思い込みを変えるのは難しいところもあるかもしれない。だから、ある程度年を取っている人は、理解できなくてもしょうがないところもあるのではないかと思う。だから、<u>理解が浸透していない中で、禁止事項となるのは、なかなか難しいところがあるのではないか？</u>偏見の発言が条例違反になったりいいのかもしれないが、本人は理解不足から言っていることなので気の毒な気もする。あまりそれで責められると、LGBTを嫌いになってしまうのではないかと恐れる。理解の促進を図ることが非常に大切で、政策として進めていくことだと思う。</p>	<p>本条例は、基本的人権の尊重の下、全ての人々が互いに認め、尊重し合う社会の実現を目指すものであり、意識の共有を図る一つの手法として制定するものであります。 意識共有につながる具体の取組につきましては、これまでの取組に加え、さらなる啓発活動に努めてまいりたいと存じております。</p>	D
17	禁止事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金格差撤廃、性的少数者への差別の禁止（例：履歴書の性別欄や写真貼付をやめる） ・ルッキズム（容貌による差別）、年齢による差別の禁止 ・女性の妊娠中の昇給を認める。（妊娠の有無による差別の禁止） ・生理休暇、育児休暇の付与を各職場に義務付け ・職場における暴力、ハラスメントを相談できる窓口の設置を各職場、教育機関等に義務付ける。 ・ハラスメント防止の研修を各職場、教育機関等に義務付ける ・人種、ジェンダー、性、妊娠の有無、婚姻上の地位、民族的、社会的出自、性的指向、年齢、障がい、宗教、文化、言語、出生による差別の禁止 ・先入観、固定観念を助長する広告の禁止（例：男性と女性の組み合わせのカップルのみが「家族」として描かれる等） 	<p>いただいた御意見の趣旨は禁止事項等の中にある「性別等によるハラスメントその他性別等による人権侵害」に含まれております。またその他の具体事例に対する義務は、男女雇用機会均等法等の関連法令が適用されるものもあるほか、具体の実施施策につきましては、令和元年度末に改訂予定の「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」策定の中で検討してまいります。 なお、本条例では、性別、年齢、国籍、障がい等の多様性のうち、特に「性別」に範囲をおき、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指しています。</p>	B
18	禁止事項等	<p>DVや性別・性的指向・性自認によるハラスメント、人権侵害を禁止事項として明示的に挙げられたことは意義のあることで、評価できる。一方で、<u>性別・性的指向・性自認の事由による差別的行為が、必ずしもDVやハラスメント、人権侵害とはみなされない場合もあると思う。</u>このため、「何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、<u>性別等による差別的な取扱い、その他の性別等による人権侵害をしてはならない。</u>」「何人も、情報を発信するに当たっては、<u>性別等による差別や人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担を反映させた表現を用いないよう努めなければならない。</u>」などの表現を検討いただきたい。</p>	<p>「性別による差別的取扱い」は、人権が侵害された場合の代表的事例（男女共同参画社会基本法第17条逐条解説）の一つとしてあげられていることから、本条例においてもこの考え方を準用したものです。</p>	C

	項目	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分
19	禁止事項等	<p>人権尊重を重要視していることの明記が必要と考える。</p> <p>また、偏った情報により、デートDVや性加害をしていることに気づかない人たちやその被害者が多くいること、性的少数者への偏見が多いこと等、<u>情報発信の重要性を考え、別項目（別条）とすることを提案する。</u></p> <p>例： [性別等に起因する人権侵害の禁止] [公衆に表示する情報に関する留意]</p>	<p>人権尊重が重要である旨は、5つの基本理念のうち、その根幹を成すものとして第一に掲げているところであります。</p> <p>また、この基本理念をもとに男女共同参画を推進するため、人々の意識や行動に大きな影響を及ぼす可能性がある情報の発信（広報、報道、広告等）について、性別等による固定的な役割分担意識や偏見、差別、暴力的行為を助長させるような表現や情報が伝達されないように努める必要があることから、禁止事項と一体のものとしたものです。</p>	C
■ (2) 男女共同参画の推進に関する基本体制				
20	基本体制（全体）	<p>「(2)男女共同参画の推進に関する基本体制」として、計画策定、実施状況の公表、推進体制の整備が明記され、審議会についても位置づけられたことは、今後の施策の総合的かつ計画的な推進の加速につながるものと期待している。</p>	<p>男女共同参画社会基本法第14条第3項で規定する市町村男女共同参画計画は努力義務となっているため、本条例で推進計画の策定根拠を設け、市に計画策定を義務付けることで、施策のさらなる推進を図ってまいります。</p>	D
■ (3) 男女共同参画の推進に関する基本的施策等				
21	情報の収集及び提供	<p>男女共同参画の視点からの情報発信の推進について、総則の禁止事項等に取り上げられていることを大いに歓迎するが、努力義務という限界があるため、<u>市の取組として積極的な措置の記載を提案する。</u>例えば、基本的施策等の「情報の収集及び提供」に、現在の案に加え、「市は、情報の提供や発信に当たっては、性別等による人権侵害をなくし、固定的な役割分担意識の解消を図るために配慮するものとする」ことを盛り込んではいかがでしょうか。</p>	<p>御提案の内容は、市・市民・事業者・教育関係者の全てに適用となる「禁止事項等」の中に盛り込まれており、今後とも市が率先して取組を進めてまいります。</p>	B
22	拠点施設	<p>盛岡市にはすでに「もりおか女性センター」が整備され、市内外の男女共同参画推進に多大な貢献をしていることから、<u>施設名称の明記を検討してほしい。</u></p>	<p>条例制定に基づき、今後、想定される機能拡充等にも柔軟に対応できるようにするため、施設名称の明記はしないものの、表記の一部を「拠点施設を整備」から、「拠点施設の機能の充実」に修正します。</p>	A
23	啓発活動	<p>誰もが自分の問題としてとらえ、お互いの協力関係のもとに男女共同参画が推進されるよう<u>パートナーシップ</u>の文言を入れてほしい。例えば、「市は市民、事業者及び教育関係者に対して、男女共同参画について関心と理解を深めるために必要な啓発活動を市民とともに進めるものとする。」など。</p>	<p>市や市民の責務の中で、御提案の内容と同じ趣旨の内容が盛り込まれているものと考えております。</p>	B
24	啓発活動	<p>「推進月間」の設定が盛り込まれたことは啓発活動に資すると考えられ評価できる。ただし、「推進月間の期間は、市長が別に定める」とすると、市長が変わると推進月間も変わるということにつながらないだろうか？<u>国や国際機関が定める月間などと関連した時期となるよう配慮し、条例ではっきりと定めた方が、市民のよりどころや市民へのアピールになると考える。</u></p>	<p>推進月間につきましては、基本的に国が主唱する行事に準拠することを想定しておりますが、不測の事態発生を含め、拠点施設において実施する事業との調整などを勘案し、状況に応じて柔軟に対応できるよう、市長が毎年定めるものとしたものです。</p>	C
25	積極的改善措置	<p>市附属機関の委員間の均衡について盛り込まれたことは男女共同参画推進に不可欠なことで、高く評価できる。一方で、本条例は性自認も含むものであることから「<u>男女の数の均衡を図るよう努める</u>」を「<u>委員の性別等の多様性確保に努める</u>」などの表現を検討してほしい。</p>	<p>どちらか一方の性別に偏らない委員構成は、多様な意見や視点の反映につながり、よりよい課題解決や創意工夫をもたらす効果が期待されます。性自認の多様性もこの観点に含まれますが、積極的改善措置の優先課題としてまずは男女数の均衡を図ることが必要であること、また委員任命時に性自認の把握が困難な場合も想定されますことから、原案のままといたします。</p>	C

	項目	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分
26	災害対応	<p>災害対応における男女共同参画の視点の記載を歓迎する。</p> <p>自主防災組織や防災における審議委員の女性比率が低いこと、防災研修に男女共同参画の視点が少ないこと等から防災施策全体の推進が必要。また、避難所運営などで男性が無理をしないようにするためにも、災害後に誰もが自分らしく生きていくためにも、<u>防災における男女共同参画の視点の重要性を明記することが必要。</u>盛岡市地域防災計画には、「被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する」「～自主防災組織の育成及び強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする」(第2章第1節基本方針・第2節基本方針)との記載だけなので、防災における男女共同参画の視点を条例に明記することは重要と考える。</p>	<p>防災、災害及び復興の対応において、特に東日本大震災以降、男女共同参画の視点を踏まえた取組の重要性が高まってきていることから、表現の一部を「市は、災害への対応(災害への発生に備える対策を含む。)においては、男女共同参画の視点に配慮するものとする。」から「市は、災害の防止、災害への対応及び災害からの復興においては、男女共同参画の視点を踏まえ、施策の推進に努めるものとする。」に修正します。</p> <p>なお、「男女共同参画」の用語定義及び条例全体を貫く基本理念において、人権尊重の理念が第一に盛り込まれております。</p>	A
27	災害対応	<p>日常どころか、生命を守る手立てさえ破壊された災害時の対応にこそ、もっと人権尊重の理念を織り込んで欲しいと感じた。</p> <p>東日本大震災時、避難所は、隣との境界線も囲いもない状況だった。女の子は危険なので1人でトイレに行くことさえはばかれた。特に夜間はさらに危険が高まっていた。命をつなぐ最低限の対応が精一杯だが、そんな時ほど人権を尊重するという理念を柱にしなければ、さまざまな人権侵害が平気で行われてしまうのは、災害が起きるたびに指摘されてきたことだと思う。</p> <p>「男女共同参画の視点」だけにとどまらず、あえて「性別等による人権侵害が起きないような配慮、体制の整備」などの文言を明記といった「<u>人権の尊重</u>」の基本理念を強調することを検討してほしい。</p>	<p>「男女共同参画」の用語定義及び条例全体を貫く基本理念において、人権尊重の理念が第一に盛り込まれております。</p>	A
28	災害対応	<p>推進の拠点施設の整備、活用促進、及び災害対応における男女共同参画の視点が明記されていることを高く評価する。</p> <p>さらに、東日本大震災を経験した地域の県都として、<u>災害対応における配慮を担保する体制の整備、具体的には「拠点施設」の活用を明記することを提案する。</u></p>	<p>男女共同参画を推進する「拠点施設」は市の施設であり、災害対応時には市の責務において男女共同参画の視点で必要な対応を行う機能を有していることから、御提案の趣旨を含むものと考えております。</p>	B
29	支援措置	<p>性的少数者への理解の促進を図ることが重要。そうでないと偏見がすでにある人から反感を買うことになりかねない(「気持ち悪いといたらだめなの? 息苦しい!」など)。ただ、理解できなくても、気持ち悪く感じなくなればいいと思う。</p> <p>理解の促進といっても、当事者同士でもよく理解できてないこともあり、同性愛者と性別違和の人は困っているところ、気になるところ、不便なところが違う。でも市として理解促進の施策を行うことは非常にいいことと思うのでがんばってやってほしい。</p> <p>「盛岡は田舎だけど、LGBTフレンドリーな市で住みやすい」という噂が広まれば、他県から引っ越してくる人もたくさんいると思う。</p>	<p>性別等を理由として、固定観念や社会慣習により、社会の偏見や生活上の困難などを抱える人への理解促進と支援が必要であるため規定するものです。</p> <p>社会全体で差別や偏見をなくすため、講座やイベント、各種啓発活動などにより知識や理解を深める取組のほか、特にLGBTなど性的少数者の方々が抱えることが多いとされる日常の支障を取り除く取組(例:多目的トイレ等の整備促進、申請書等における性別欄の削除等)が必要であるため、別項目として記載したものです。</p>	D
30	支援措置	<p>2つのことが記載されており、厳密には異なるものを指すと考えられるが、同様のことを指しているようにも感じられる。前後の文脈との整合性をとる必要などがあるとは思いますが、<u>整理検討してほしい。</u></p>		D

	項目	意見の趣旨	盛岡市の考え方	反映区分
31	支援措置	トランスジェンダーの人も安心して使えるトイレを増やす。	具体的実施施策につきましては、令和元年度末に改訂予定の「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」策定の中で検討してまいります。	D
32	苦情申出への対応	苦情申出への対応の記載を歓迎する。苦情対応については、 <u>専門知識を有するものが公平かつ迅速に処理できるよう第三者機関が必要</u> と考える。また、 <u>市民の苦情申出についての明記が必要</u> 。	審議会の中で設置できるとしている「部会」において、より専門的・集中的に内容を審議するため、「苦情調整部会」を設置することを想定しており、市の推進施策等に関連した苦情申出や対応などに関する具体的な要綱等を今後、整備して周知してまいります。	D
■ (4) 審議会				
33	審議会	「盛岡市男女共同参画審議会」は、従来の「盛岡市男女共同参画推進懇談会」からのステップアップであると高く評価できる。審議会の「組織等」について、 <u>積極的改善措置に盛り込まれたような委員構成のバランス・多様性確保について明記するよう検討してほしい。</u>	「積極的改善措置」の中で、市附属機関の委員の男女数均衡を図るよう定めているところですが、審議会の設置に係る詳細に関しましては別に要綱を定める予定であり、その中で委員構成のバランスなどを盛り込むことを検討してまいります。	B
34	審議会	盛岡市総合計画（実施計画2019-2021）に男女共同参画推進の課題として、「市内の審議会などにおける女性委員就任率も目標を下回っており女性の参画機会の更なる拡大が望まれている」と記載されている。岩手県男女共同参画推進条例や他自治体条例でも記載されているように、 <u>条例に委員の男女別比率の明記をすることの意義は大きい</u> と考える。	原案の「均衡を図る」と同一趣旨であることから、原案のとおりとさせていただきます。	B
■ その他				
35	その他	現状では男女の組み合わせみに限られている婚姻制度を、性別に関係なく利用できるようにすること。	「同性パートナーシップ制度」などが考えられますが、制度設計に関しましては、今後の検討課題として、御意見を承ります。	D
36	その他	保育所、幼稚園に必ず子どもを預けられるようにする。（ひとり親の子育ての不安をなくす。）	子どもの保育等につきましては、「盛岡市子ども・子育て支援計画」において別に定められておりますので、御理解を願います。	D
37	その他	市担当部署が、条例制定に向けたプロセスにおいて、パブリックコメントの実施はもとより、同実施前に関係団体などを対象とした説明会などを開催してくださったことは非常に重要なことだったと思う。条例制定まで、また制定後も、盛岡市における男女共同参画が実効的に推進されるよう、引き続き多様なステークホルダーを巻き込んだ実施を強く期待している。	今後とも、審議会や関係団体、市民、事業者、教育関係者の皆様の御意見を伺いながら、計画等の作成や見直しを行うなど、条例の趣旨をふまえながら、施策を推進してまいります。	D
38	その他	資料編（用語解説）2ページ 解説2について。 資料の説明は、男女共同参画基本法がLGBTなどの性的少数者を前提としていないととらえられるように感じる。しかし、同法に基づく男女共同参画基本計画（第3次以降）には、以前から性的少数者にかかわる政策分野が盛り込まれていた。今後、市民や議会などへ説明されるにあたっては、この点を踏まえてくださるよう切に希望する。	今後におきましても、誤解が生じないように、適切な説明に努めてまいります。	D